

山梨県連携協定企業等パートナーシップ強化推進交流会一般競争入札公告

山梨県連携協定企業等パートナーシップ強化推進交流会運營業務委託は、次のとおり一般競争入札を行うため、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年7月8日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 山梨県連携協定企業等パートナーシップ強化推進交流会運營業務委託 |
| (2) 業務概要 | 民間事業者等の有する知見やノウハウを活用し、複雑多様化した地域課題の解決を図るため、県の重要施策等について官民連携の推進に向けた意見交換を実施するもの |
| (3) 仕様等 | 入札説明書及び運営委託業務仕様書で定める内容 |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和8年10月30日（金） |
| (5) 開催日 | 令和8年9月15日（火） |
| (6) 納入場所 | 山梨県高度政策推進局政策調整グループ |

2 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

(3) 令和8年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加す

る者に必要な資格等（令和8年山梨県告示第75号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

※一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会及び申請書の提出先

(郵便番号) 400-8501
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当
(電話番号) (055) 223-1395

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

(郵便番号) 400-8501
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階
(機関名) 山梨県高度政策推進局政策調整グループ
(電話番号) (055) 223-1553
(メールアドレス) seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

公告日から令和8年7月17日（金）

上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。直接交付を希望する者は、事前に（1）に掲げる電話番号に電話連絡すること。

また、電子メールによる交付を希望する者は、事前に（1）に掲げる電話番号に電話連絡をした上で、電子メールにて（1）に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和8年7月17日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに3（1）の場所に提出すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

本件調達では、入札説明会を実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年7月31日（金） 13時30分
山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 本館地下1階 高度政策推進局地下会議室

(6) 郵便による入札書の受領期限及び場所

令和8年7月30日（木）午後5時までに山梨県高度政策推進局政策調整グループ（郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に必着すること。

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

2の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 違約金の有無

有

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 前払金の有無

無

(6) その他

ア 落札者が契約締結までの間に、2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 詳細は入札説明書による。